

大田原市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、告示事項変更届出書が提出されたので、同条第10条の規程により告示する。

令和6年3月25日

大田原市長 相馬 憲一

1 地縁団体の名称

北区自治会

2 変更のあった事項及びその内容

区域

大田原市親園260番地から1007番地の区域及び親園2666番地から3632番地の区域（但し3485番地、3517番地から3521番地、3526番地、3527番地を除く）、実取62番地の区域、花園1番地373の区域、荻野目54番地6から57番地121の区域及び浅香5丁目3766番地1の区域、浅香5丁目3771番地から3805番地の区域

3 変更の年月日

令和6年3月13日

4 変更の理由

五本木地区住民の退会による区域の変更及び区域の一部追加